

べにぼなの郷  
**おけがわ市民芸術文化祭 2026**

**公募事業部門**

**募集要項**



桶川市マスコットキャラクター「オケちゃん」



# おけがわ市民芸術文化祭 公募事業部門実施要項

おけがわ市民芸術文化祭実行委員会では、9月から10月末までに桶川市民ホールにて行われる文化活動を支援するため、事業を公募し、これを助成する事業を実施します。

本事業は、芸術文化事業への助成事業であり、市民芸術文化祭実行委員会が事業の企画運営に直接関わるものではありません。

## ●助成の内容

- (1) 事業を開催するための助成金を交付します。
- (2) 1つの事業につき補助対象経費の7割を対象に助成金を決定します。

## ●助成対象事業

助成の対象となる事業については、以下の(1)から(5)までのうち、いずれか1つ以上の要件を満たしていることを応募の条件とします。

**※個人や営利団体、特定団体(習い事やお教室等)の発表会は対象外です。**

- (1) 「参加型・体験型事業」・・・観覧者の参加・体験を伴う事業を行うもの
- (2) 「青年企画事業」・・・主に39歳以下のアーティストが主体となって行われるもの
- (3) 「青少年対象事業」・・・青少年を観覧・参加対象とした事業として企画されるもの
- (4) 「文化交流事業」・・・桶川市外在住のアーティスト、または企画者が主体となり、桶川市内の施設や市内団体と協力して事業を行うもの
- (5) 「桶川文化支援事業」・・・桶川市内の芸術・文化活動を振興するもので、原則、おけがわ市民芸術文化祭の実施事業(注1)と内容が重複しないもの

(注1) 主に桶川市民ホールにて以下の事業を開催。

「器楽・邦楽の調」「合唱フェスタ」「芸能の広場」「総合アート展」

## ●助成対象者

次の(1)から(4)すべてに該当する芸術・文化を主な活動とする団体とします。

- (1) 2名以上の構成員で組織していること。
- (2) 一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること。
- (3) 一定の規約または会則等を有し、かつ代表者が明らかであること。
- (4) 会計が適正に行われること。

## 助成対象外とする活動の例

- ・ 特定の政治活動、宗教活動を目的とするもの
- ・ 事業内容が各種法令に違反すると認められるもの
- ・ オーディション、コンクール、物品販売のみを目的とするもの
- ・ 個展など特定の個人のみでの活動発表を行うもの
- ・ 国・地方公共団体が実施するもの
- ・ 学校行事に関するもの
- ・ 事業の実施に必要な経費のうち、当該助成金を除く自己資金・入場料を調達できる見込みがないと認められるもの
- ・ 応募する事業において、国、地方公共団体および民間の団体等から助成金を受けているもの
- ・ おけがわ市民芸術文化祭による助成を連続して三回受けているもの。

## ●選考について

「おけがわ市民芸術文化祭全体実行委員会」にて応募のあった案件を審査し、応募案件を選考し助成金を交付・不交付を決定します。審査は別添の事業計画書による書類審査及びプレゼンテーションによる審査とします。

●事業のスケジュール(予定)

1 申請	5月2日～ 5月31日 (必着)	「事業計画書」等申請書類一式を提出して下さい。
2 事務局による内容確認	6月	書類の内容を事務局(桶川市民ホール指定管理者)でチェックします。不明な点等については、電話等で内容を確認します。
3-① 第1次審査 (書類審査)		おけがわ市民芸術文化祭全体実行委員による第1次審査(書類審査)を行います。
3-② 第2次審査 (プレゼン)	7月	おけがわ市民芸術文化祭全体実行委員による第2次審査(プレゼンテーション)を行います。 <b>第2次審査日程・・・7月8日(水)午前10時より</b> ※個別に通知いたします。
4 審査結果の通知(助成金交付決定)		上記の審査を踏まえ、承認(内定)または不承認を決定し、その結果を申請者に通知します。(助成金交付決定通知)
5 事業実施	9月 ～ 10月末	実行委員・事務局職員が現地視察をする場合があります。事業内容が当初の計画から大幅に変更となる場合は文化祭全体委員会の承認が必要となります。
6 実績報告		<b>事業の完了後30日以内</b> に所定の様式により会計報告と実績報告書を提出していただきます。内容に不備があった場合は、後日照会します。(実行委員より)
7 補助金交付額確定	11月 ～ 12月末	提出いただいた書類を文化祭実行委員会にて確認し、補助金交付額確定通知書を申請者に通知します。
8 助成金請求		補助金交付額確定通知書が届いた団体は請求書を提出していただきます。
9 助成金交付		団体に対し交付決定通知書を送付し、助成金を振り込みます。

## ●事業実施に当たっての付帯条件

応募の際は以下の条件(A)～(M)について同意したものとします。

- (A) 9月 から 10 月末の間において桶川市内で芸術文化事業を実施すること
- (B) 助成対象団体が作成する広告媒体(新聞記事、チラシ、ホームページなど)に必ず「おけがわ市民芸術文化祭・公募部門」の事業であることを掲載すること
- (C) 本事業について国・地方公共団体等及び民間の団体が行う別の助成事業に申請中の場合は、必ず応募の際に申告すること。また、本事業の助成金は他の助成事業にかかる助成金と二重に受け取ることはできないので、双方の助成事業に選定された場合は、どちらの助成事業を選択するか決めること
- (D) 助成対象となった団体は、助成についての文書、会計帳簿については助成金交付を受けた年度の終了後、5年間保管すること
- (E) 企画の開催場所については、各自で確保すること
- (F) 以下の場合、おけがわ市民芸術文化祭実行委員会は助成対象団体に対して助成金を交付しないことができる
  - ・提出された企画書の内容と実際の事業内容が著しく異なると認められるとき
  - ・会計報告に不正が認められたとき
  - ・事業報告書・決算報告書を提出しないとき
  - ・そのほか、おけがわ市民芸術文化祭実行委員会が返還を求める場合
- (G) 事業の中止・変更や主催者の変更がある場合、おけがわ市民芸術文化祭全体実行委員会へ速やかに連絡し、許可を得ること
- (H) 補助対象事業となった事業については、実施の際におけがわ市民芸術文化祭全体実行委員会および事務局が活動の視察および会計に関する調査を行うことがあるので、調査の際にはこれに協力すること
- (I) 事業完了後 30 日以内に事業報告書・決算報告書を作成し、おけがわ市民芸術文化祭全体実行委員会へ提出すること
- (J) 事業については企画者の責任において行うこと。おけがわ市民芸術文化祭全体実行委員会では事業開催に関連して起こった事故に対しては責任を負わないものとする
- (K) 事業を開催するに当たっては、開催場所の所有者に対して事前に使用許可を取ること
- (L) 事業主催者が公表した決算額が予算額を超過したときは、おけがわ市民芸術文化祭実行委員会は超過した分についての助成金は交付しない
- (M) 10月のおけがわ市民芸術文化祭に積極的にスタッフ参加、告知協力すること

●お願い

- ・事業を開催するに当たっては、事故や不測の事態に備えて参加者および事業に関してイベント保険、ボランティア保険等を活用することを推奨します
- ・事業実施の際は著作権の取り扱いに十分注意し、必要な場合は著作権者・著作権管理団体から許諾を得てください
- ・企画の性質上、円滑な事業実施のために近隣住民に理解と協力をいただけるようお願いいたします

● 収支予算書について

1. 収入の部

(1) 自己資金(A)

当該事業のために参加費・出品料として参加者から集めたもの、団体で毎月積み立てている会費など当該事業に当てるものを計上します。

(2) その他収入(B)

当該事業の実施に伴う入場料収入、広告料収入、協賛金、寄附金、会員以外から参加募集する場合の参加費・出品料等の収入がある場合に計上します。

(3) 助成金要望額(C)

1つの事業につき補助対象経費の7割を助成金とし、その上限を10万円とします。

(4) 収入合計(D) ※(A)(B)(C)の合計が支出額と同額になるようにしてください。

2 支出の部

(1) 支出科目

申請事業の実施に要する直接的な経費について、支出科目に区分のうえ、記入してください。なお、消費税は各経費に含めて記入してください。

○報償費(ゲスト出演料、講師への謝礼等)

原則、申請団体の構成員及びこれに準ずる者(代表者の配偶者等)に対する報償費は補助対象外とする。但し、調律等特殊な技術の提供に対する対価は、社会通念上必要と認められる範囲内で認めるものとする。

○旅費(交通費等)

申請団体の構成員が事業の実施にあたり直接必要とする交通費、ガソリン代は対象外とする。また、ゲスト出演者、講師等への交通費については報償費に計上すること。

○需用費(消耗品費、ゲスト出演者、講師等に対するケータリング費用等)

○役務費(通信費、保険料等)

○委託料(外部に委託する印刷費等)

○使用料(会場使用料等)

○その他(郵送料等)

## (2) 対象外経費

次に示すものは助成の対象になりません。

- 申請団体の恒常的な運営費(事務所借上料、事務所電話料・備品代など)
- 交際費・接待費・渉外費(打ち合わせ、打ち上げに伴う飲食、手みやげ代など)
- 会員(申請団体の構成員)及びこれに準ずる者(代表者の配偶者等)に対する報酬

但し、調律等特殊な技術の提供に対する対価は、社会通念上必要と認められる範囲内で認めるものとする。

- 申請団体の構成員個人が利用する備品の購入費や修繕費(個人の楽器の修理代等)
- 会員のための記録用メディア、写真代金
- ガソリン代等の交通費
- その他おけがわ市民芸術文化祭実行委員会が不相当であると判断したもの

## ● 応募について

### 提出書類

- ①おけがわ市民芸術文化祭 公募事業部門助成申請書
- ②団体の会則等
- ③会員名簿等
- ④過去の活動状況を明らかにした印刷物等

## ● 応募期間

- 郵送 5月2日(土)～5月31日(日)必着
- 事務局へ持込 5月2日(土)～5月31日(日) 9:00～17:00 ※月曜、第4火曜休館日

## ● 書類送付先

〒363-0022 埼玉県桶川市若宮 1-5-9 桶川市民ホール内  
おけがわ市民芸術文化祭実行委員会事務局 宛

お問い合わせ: おけがわ市民芸術文化祭実行委員会事務局

電話 048-789-1113 Mail info.okegawa-hall@kpb.co.jp